

特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について

特定教育・保育施設に係る利用定員を定めることについて、子ども・子育て支援法第31条第2項に基づき、以下のとおり、子ども・子育て会議で意見聴取を行う。

(令和 8 年 4 月 1 日)

No.	施設・事業所名	類型	所在地	事由	認可 定員 (名)	利用定員 (名)						
						変更前	変更後	増減内訳				
								1号 認定	2号 認定	3号認定		計
										満1歳 未 満	満1歳 以 上	
1	(仮称)ちやいれつく堀ノ内東保育園	保育所	梅里一丁目1番	民営化	96	0	96		54	24	18	96
2	スマイスセレソン井草保育園	保育所	井草二丁目17番12号	設置者 変更	28	0	28		15	8	5	28
3	玉成幼稚園	幼稚園	松庵一丁目9番33号	移行	270	0	120※	120				120
4	井荻聖母幼稚園	幼稚園	井草四丁目19番21号	移行	480	0	235	235				235
5	ひこばえ幼稚園	幼稚園	井草一丁目45番15号	移行	240	0	120	120				120
計					1,114	0	599	475	69	32	23	599

※利用定員は120名で設定を予定しているが、当該園近隣の三鷹市内幼稚園が令和7年度末をもって廃園となることが令和7年9月下旬に公表され、入園希望者増加の見込みがあるため、利用定員を135名程度まで引き上げる場合がある。